

第35号議案

文京区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年8月28日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第五条中「保育料及び」を削り、「（以下「保育料等」という。）」を「の額」に改め、同条ただし書を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

保育料の額は、零とする。

第五条に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条の四第二号に該当し、同法第三十条の五第一項に規定する認定を受けた者の預かり保育料の額は、零とする。

第六条の見出し中「保育料等」を「預かり保育料」に改め、同条中「委員会が」を「委員会は、」に、「前条」を「前条第二項」に、「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

区分	金額
登録利用	月額 八、九〇〇円
一時利用	日額 四五〇円

備考 登録利用（あらかじめ委員会に登録した上で預かり保育を利用することをいう。）に係る預かり保育料は、登録されている間の月分について徴収する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区立幼稚園使用条例（以下「新条例」という。）第五条第一項の規定は、令和元年十月以後の月分の保育料について適用し、同年九月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 新条例第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る預かり保育料について適用し、同日前の利用に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

4 令和元年九月以前の月分の保育料の減免については、新条例第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 令和元年九月以前の月分の保育料の還付については、新条例第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。